

平成 20 年度関税改正の動向

関税 外為審議会答申の概要)

平成 19 年 12 月 18 日

株式会社大森廻漕店

1 国際競争力強化のための通関手続きの特例措置の拡充

(1) セキュリティ管理とコンプライアンス体制が整備された事業者に対する通関手続きの特例措置

① 簡易申告制度の見直し 別添 1参照)

積荷目録に関する詳細情報を輸入 引取り)申告への活用を可能とする。

引取申告担保を必要な場合のみに提供することに改正 現在は、必ず提供)

② 特定輸出申告制度の見直し 同上)

・暫八」貨物に適用を拡大 現在は、不適用)

③ AEO 通関業者制度の導入 別添 2参照)

要件 過去 3 年間法令違反がないこと 法令遵守体制を整えていること
通関業の許可を受けて 3 年間の業務実績があること
NACCS を使用すること 等

※ AEO 通関業者は、④、⑤及び⑥の特例に加えて 申告官署の弾力化」が認められる予定

④ 輸入手続きに係る特例 同上)

・AEO 通関業者による代理申告について、特例輸入者ではない一般輸入者についても、引取申告と納税申告の分離を可能とする 要担保)

⑤ 保税地域以外での輸出申告制度の導入 輸出申告の特例) 別添 3参照)

・AEO 通関業者が貨物確認を行う場合、一定の輸出者の貨物について、保税地域に搬入する前の 輸出者の工場・倉庫等での)輸出申告を認める。許可は保税地域に搬入後)

⑥ AEO 運送者制度の導入 別添 4参照)

船会社、航空会社、運送会社、フォワーダー等の貨物の国際運送事業者を対象。これらの者が行う保税運送について個別の承認を不要とするなど手続きを簡素化。

※AEO 通関業者、特定保税承認者についても保税運送手続きの簡素化適用になる模様。

要件 ・NACCS を使用すること
法令遵守体制を整えていること
関税関係法令等について過去 3 年間、その他の法令について過去 2 年間、違反がないこと 等

②輸出入等関連情報システムの統合・一元化等 別添 5参照)

- ・NACCS と港湾 EDI の統合 (平成 20 年 10 月)
- ・NACCS と各省システム (食品衛生手続き等)の一元管理
- ・NACCS センターの民営化

③税関関係手数料等の見直し

- ・空港 港湾の深夜早朝利用等の推進
- ・臨時開庁制度について、手数料を含めての見直し
- ・特例保税承認者 (AEO 倉庫業者)に係る保税蔵置場等許可手数料の見直し

④積荷等の事前報告情報の活用等

- ・事前報告された積荷等の情報を輸入引取申告へ活用することを含めて、そのあり方を更に検討

2 税関における水際取締の充実等

① 本邦を経由して第三国へ輸出される知的財産侵害物品を取締対象に追加 別添 6参照)

② 犯則調査等の充実

- ・犯則調査について、鑑定等の規定を明確化
- ・犯則調査について、民間団体等への照会規定の整備
- ・一定金額を超える支払手段等の携帯輸出入について輸出入申告書の提出を義務化
- ・輸出入者識別符号の発給規定を整備 (税関が輸出入者の申請に応じて発給)

3 個別品目の関税率等の改正

- ① バイオ ETBE の関税無税化 別添 7参照)
- ② 生糸を関税割当制度の対象に追加 別添 8参照)
- ③ 暫定税率 (H20 年 3 月 31 日に適用期限が到来するもの)を一年間延長
- ④ 加工再輸入制度 (暫八)の適用期間を延長 (H20 年 3 月 31 日⇒H23 年 3 月 31 日)
- ⑤ 「暫八」適用輸出原材料の拡大 別添 9参照)
革製品の副資材 (ハンガー等プラスチック製衣類付属品、縫糸、ボタン 等
- ⑥ 航空機部分品等の免税制度の適用期限 (H20 年 3 月 31 日)を一年間延長

4 特恵関税適用除外措置 別添 10 参照)

(1) 中国を原産地とする次の品目について特恵関税適用除外

・ソーダ灰 2836.20) はさみ等 8213.00) ・スプーン、フォーク等 8215.99)

※これらは、現在、すだれ等 4601.21、4601.22、4601.29)とともに平成 20 年 3 月 31 日まで
特恵適用除外 関税暫定措置法施行令第 25 条第 2 項第 1 号)となっている。

(2) サウジアラビアを原産地とする「エチレングリコール」(2905.31)について特恵関
税適用除外

※ 上記 (1)と同じ。

－ 以 上 －